

経費内訳書

(単位：円)

経費区分	内 容	①補助事業に 要する経費	②補助対象経費	備 考
合 計		0	0	

経費区分	内 容	①補助事業で 得た収入	②補助対象収入	備 考
収 入	収入合計		0	
	収入差し引き後補助対象経費		0	
補 助 金 額			0	

注) イベント開催において収入(入場料、参加料、売り上げ、協賛金等)がある場合については、当該収入を補助対象経費から差し引いて算出します。

■以下の経費は、補助対象となりません。

- ・ 人件費
- ・ 旅費
- ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合を除く。)
- ・ 公租公課
- ・ 各種保険料(旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。)
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 補助金計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費